

意匠分類記号	意匠分類の名称
B7-13	まつげ化粧用具

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B7-13	全	まつげ化粧用具
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
まつげカール器		
定義		
○まつげの化粧に使用する用具を分類する。		
 <p>B7-13 登録 1174274 まつげカール器</p>	 <p>B7-13 登録 1173189 まつげカール器</p>	 <p>B7-13 登録 1156218 まつげ用カーラー</p>
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
○まつげ用ブラシ(B7-120)、まつげ用鉛筆(B7-121)は除く。		
○つけまつげはB3-26へ。		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		
まつげ用カーラー		